

島労発基 0617 第 3 号

令和 6 年 6 月 17 日

関係団体の長 殿

島根労働局長

(公印省略)

電気自動車の整備の業務等に係る特別教育に係る労働安全衛生規則等
の改正について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和 6 年 6 月 12 日付け基発 0612 第 22 号をもって厚生労働省労働基準局長から、別添のとおり通達がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、会員事業場等に対する本改正内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。